

## 荒川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画） 検討会 設置要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「荒川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）検討会」（以下「荒川下流TL検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 荒川下流TL検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 荒川下流TL検討会の参加機関である区及び市の区域内を対象とした荒川下流域における台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討
- 2 その他必要な事項

### （組織構成）

第3条 荒川下流TL検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 荒川下流TL検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 2 荒川下流TL検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3 荒川下流TL検討会は、座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、荒川下流TL検討会を代表する。

### （WGの設置）

第4条 荒川下流TL検討会は、WGを設置することができる。

- 2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

### （会議の招集等）

第5条 荒川下流TL検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （公開）

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所ホームページに公開するものとする。

### （検討会の任期）

第7条 任期は、荒川下流TL検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所におく。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、荒川下流T・L検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

＜別 紙＞

荒川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）  
検討会 組織（案）

【座長】

環境防災総合政策研究機構環境・防災研究所 副所長 松尾一郎

【顧問】

京都大学 客員教授 関克己

【参加機関】

東京都 総務局 総合防災部 防災対策課  
東京都 建設局 河川部 計画課  
東京都 建設局 河川部 防災課  
東京都 交通局 総務部 安全対策推進課  
警視庁 警備部  
東京消防庁 警防部  
北区 危機管理室  
北区 土木部  
板橋区 危機管理室  
板橋区 土木部  
足立区 総務部 危機管理室  
足立区 都市建設部  
東京地下鉄株式会社 鉄道本部 安全・技術部  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部  
東京電力株式会社 東京支店 東京総支社移行室  
東日本電信電話株式会社 東京事業部 設備部  
国土交通省 気象庁 東京管区気象台  
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所  
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所

【事務局】

東京都、北区、板橋区、足立区、国土交通省気象庁東京管区気象台、  
国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

【オブザーバー】

東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課  
東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全推進部  
国土交通省 関東地方整備局 企画部 防災課  
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水災害予報センター  
国土交通省 関東運輸局 総務部 安全防災・危機管理課  
国土交通省 関東運輸局 鉄道部 安全指導課  
国土交通省 関東運輸局 鉄道部 技術第一課